

ASEAN 包括的投資協定の概要と意義

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

- ・ASEAN 包括的投資協定 (ACIA) は 2009 年の ASEAN 首脳会議で署名された。ACIA は、貿易自由化を目指す ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA)、サービス貿易の自由化を規定する ASEAN サービス枠組み協定 (AFAS) とともに ASEAN 経済共同体創設のビルディング・ブロックを構成する。
- ・ACIA は、ASEAN 投資保護促進協定 (AIGA) と ASEAN 投資地域枠組み協定 (AIA) を統合・拡充した包括的な協定であり、先進国の締結する FTA の投資規定と遜色のない広範な内容である。投資前の内国民待遇、パフォーマンス要求の禁止、利益の否認などを盛り込んでいる。
- ・大幅に拡充されたのは、投資家と国の紛争解決メカニズムであり、AIGA の 1 条から ACIA では 14 条に拡充されている。解決メカニズムは、国際的に一般に採用されている手続きとほぼ同様である。
- ・2010 年 1 月時点で 10 か国中 7 カ国が批准している。

1. 2つの投資協定を統合

ASEAN 包括的投資協定 (ACIA) は 2009 年 2 月の ASEAN 首脳会議で署名された。2007 年第 39 回 ASEAN

経済大臣会合は、自由で開放的な投資制度を創出し、ASEAN の経済統合を実現するために、ASEAN 投資地域枠組み協定 (AIA) と ASEAN 投資促進保護協定 (AIGA) を見直し、統合することに合意した。同年 11

月に採択された ASEAN 経済共同体ブループリントの戦略スケジュールでは、ACIA を 2008 年～2009 年に策定するとしている。

投資協定は、投資保護を目的とした協定から、自由化、円滑化をも目的とする協定に変容してきており、ACIA も投資の保護だけでなく自由化、円滑化を目的とする、文字通り、包括的な協定となっている。

AIGA は 1987 年に締結されており、1996 年に改定議定書が調印されている¹。AIGA は全体で 14 条の短い協定であり、締約国からの投資への公正かつ衡平な待遇、投資の保護、収用および補償、締約国と投資家間の紛争の解決などについて規定している (表 1)。AIA は 1998 年に締結され、1999 年に発効している²。2020 年までに「自由で透明な投資環境を有する競争力のある ASEAN 投資地域」を創設することを目的としており、全体で 21 条となっている (表 1)。AIA は、内国民待遇付与と全ての産業の開放を 2010 年までに ASEAN 域内投資、2020 年までに全ての投資に対し行うこと、自由で透明性のある投資環境の創出、自由化の暫定除外

リストおよびセンシティブリストの作成および暫定除外リストの撤廃スケジュール、最恵国待遇、セーフガードなどの規定が置かれている。

2. ACIA の概要：一般的な規定

ACIA は、投資の保護と自由化を規定したセクション A、投資家と国の投資紛争に関するセクション B、制度的な取極めなどに関するセクション C の 3 部で構成され、全体で 49 条となっている。NAFTA や日本の EPA の投資に関する規定と比べても遜色のない幅広い規定となっている (表 2)。以下に ACIA の主な内容をみていく³。

(1) サービス分野の投資は適用対象

ACIA の目的は、自由でオープンな投資レジームを作り出すことである (第 1 条)。ACIA の原則は次の 8 項目である (第 2 条)。a. 投資自由化、保護、促進、円滑化、b. 段階的自由化、c. 投資家と投資への利益、d. 加盟国間の特恵待遇、e. AIA 協定と AIGA 協定の約束の維持、f. 国あ

るいはセンシティブなセクターに対する特別で異なる柔軟な待遇の供与、g. 譲許における互恵的な取扱い、h. 将来の他のセクターへのこの協定の拡大。投資の自由化は、「ASEAN-

X」方式で行うとしており、新規加盟国およびセンシティブセクターへの特別待遇が規定されている。また、AFTA 同様に互恵主義が採用されている。

表 1 AGIA および AIA の構成

AIGA		AIA	
第1条	定義	第1条	定義
第2条	適用範囲	第2条	範囲
第3条	一般義務	第3条	目的
第4条	待遇	第4条	特徴
第5条	例外	第5条	一般義務
第6条	収用および補償	第6条	プログラムと行動計画
第7条	資本および収益の本国送金	第7条	産業の開放と内国民待遇
第8条	代位	第8条	最恵国待遇
第9条	締約国間の紛争	第9条	最恵国待遇の放棄
第10条	仲裁	第10条	付属、付表、行動計画の修正
第11条	協議	第11条	透明性
第12条	改正	第12条	その他の協定
第13条	発効	第13条	一般例外
第14条	その他の規定	第14条	緊急セーフガード
		第15条	国際収支擁護のための措置
		第16条	制度的取極め
		第17条	紛争解決
		第18条	改定
		第19条	補足協定あるいは取極め
		第20条	新規加盟国の加入
		第21条	最終規定

(出所) AIA および AIGA により作成

表2 ACIA、NAFTA 投資章、日本マレーシア EPA 投資章の比較

ACIA	NAFTA第12章	日本マレーシアEPA第7章
セクションA	セクションA 投資	第73条 適用範囲
第1条 目的	第1101条 適用範囲	第74条 定義
第2条 原則	第1102条 内国民待遇	第75条 内国民待遇
第3条 適用範囲	第1103条 最恵国待遇	第76条 最恵国待遇
第4条 定義	第1104条 待遇の基準	第77条 一般的待遇
第5条 内国民待遇	第1105条 最低の基準	第78条 裁判所の裁判を受け る権利
第6条 最恵国待遇	第1106条 パフォーマンス要求	第79条 特定措置の履行要求 の禁止
第7条 パフォーマンス要求の 禁止	第1107条 経営幹部と取締役	第80条 留保および例外
第8条 経営幹部と取締役	第1108条 留保と例外	第81条 収用および補償
第9条 留保	第1109条 資金の移転	第82条 争乱からの保護
第10条 約束の修正	第1110条 収用と補償	第83条 資金の移転
第11条 投資の取扱い	第1111条 特別の手続きと情 報の要求	第84条 代位
第12条 争乱の場合の補償	第1112条 他の章との関係	第85条 締約国と投資家の紛 争解決
第13条 資金の移転	第1113条 利益の否認	第86条 投資家の移動促進
第14条 収用と補償	第1114条 環境措置	第87条 一般的例外と安全保 障例外
第15条 代位	セクションB 締約国と投資家の 紛争解決	第88条 一時的セーフガード 措置
第16章 国際収支擁護のための 措置	第1115条 目的	第89条 信用秩序維持のため の措置
第17条 一般的例外	第1116条 投資家の自己のため の請求	第90条 環境措置
第18条 安全保障例外	第1117条 投資家の企業のため の請求	第91条 利益の否認
第19条 利益の否認	第1118条 協議と交渉	第92条 投資促進・円滑化協力
第20条 特別手続きおよび情報 開示	第1119条 仲裁付託通知	第93条 投資小委員会
第21条 透明性	第1120条 仲裁への付託	
第22条 投資家と経営幹部の入 国、一時滞在、就労	第1121条 仲裁付託の条件	
第23条 新規加盟国への特別 かつ異なった待遇	第1122条 仲裁への同意	

ACIA	NAFTA第12章	日本マレーシアEPA第7章
セクションA	セクションA投資	
第24条 投資促進	第1123条 仲裁人の数と任命方法	
第25条 投資円滑化	第1124条 仲裁人を任命できない場合の仲裁廷の設置	
第26条 ASEAN統合の推進	第1125条 仲裁人任命の合意	
第27条 加盟国間の紛争	第1126条 併合	
セクションB 投資家と加盟国の投資紛争	第1127条 通知	
第28条 定義	第1128条 締約国の参加	
第29条 対象範囲	第1129条 文書	
第30条 調停	第1130条 仲裁の場所	
第31条 協議	第1131条 準拠法	
第32条 加盟国投資家による仲裁の請求	第1132条 付属書の解釈	
第33条 請求の付託	第1133条 専門家の報告	
第34条 請求の付託の条件と制限	第1134条 暫定的保護措置	
第35条 仲裁人の選定	第1135条 裁定	
第36条 仲裁行為	第1136条 裁定の実施の最終決定	
第37条 請求の併合	第1137条 一般規定	
第38条 専門家の報告	第1138条 例外	
第39条 仲裁手続きの透明性	セクションC定義	
第40条 準拠法	第1139条 定義	
第41条 裁定	付属書	
セクションC	1120.1 仲裁付託	
第42条 制度的取極め	1120.2 締約国に関する文書の送達	
第43条 加盟国による協議	1120.3 裁定の公表	
第44条 その他の協定との関係	1120.4 紛争解決の例外	
第45条 付属書、スケジュール、将来の規則		
第46条 改定		
第47条 IGAおよびAIA協定に関する移行取極め		
第48条 発効		
第49条 寄託		
付属書1 書面による承認		
付属書2 収用と補償		

(出所) 各協定により作成

ACIA は、加盟国の投資家と投資に関連する加盟国の措置に適用され、協定発効日に現存する投資と発効日以降に行われた投資が対象となる。セクター別には、製造業、農業、漁業、林業、製造業・農業・漁業・林業・鉱業・採石業に付随するサービス業、全加盟国が合意した他の産業、に適用される（第3条）。

適用されないのは、a. 租税措置、b. 補助金あるいは交付金、c. 政府調達、d. 政府の権限の行使により提供されるサービス、e. AFAS が規定するサービス貿易に影響を与える措置、である。ただし、サービス供給のための商業拠点に関連し、11条、12条、13条、14条、15条およびセクションBは、必要な変更を加えて適用される。

AIA ではサービスは対象外(12条)だったが、2001年に製造業、農業、林業、鉱業に付随するサービス業を対象とすることが合意されており、ACIA でも同様に製造業などに付随するサービス分野の投資は対象となっている⁴。ただし、AFASの規定する措置は対象外としているが、サービス貿易の第3モードである商業拠

点は対象となっている。

投資は次のように定義されている（第4条）。a. 動産、不動産、抵当権、留置権、質権など財産権、b. 株式、社債、法人への出資による権利と権益、c. 知的財産権、d. 金銭への請求権、e. ターンキー、建設、経営、生産物あるいは利益分与を含む契約における権利、f. 天然資源の探査、養殖、採掘、開発する権利を含む法律あるいは契約により与えられたビジネス上の権利、である。投資は、投資から生み出される金額、とくに利益、利子、キャピタルゲイン、配当、ロイヤルティ、手数料を含む。投資家は、他の加盟国の領域で投資を行う（行った）自然人および法人を意味する。自然人は、加盟国の関連法令により適正に構成、組織された法的実体を意味する。

投資の定義は、AIGAの規定をほぼ踏襲している。AIAは証券投資を対象としていなかったが、ACIAは証券投資も含まれる。

（2）パフォーマンス要求の禁止を明記

内国民待遇は第5条で規定されて

いる。領域内の投資の許可、設立、取得、拡張、経営、運営、使用、売却、処分にあたり、同様の状況において自国の投資および投資家に与えるよりも不利でない待遇を加盟国の投資および投資家に与える規定である。AIA の内国民待遇の規定をほぼ踏襲している。投資前の内国民待遇の付与も規定されており、投資の自由化を促進する規定でもある。

最恵国待遇は第 6 条で規定されている。加盟国の投資および投資家に対して、他の加盟国および非加盟国の投資および投資家に与えるよりも不利でない待遇を与えることが規定されている。ただし、加盟国間のサブ・リージョナルな取極めおよび AIA 協定 8 条 3 項により評議会に通告された現存する協定に基づく、待遇、恩典、特典による利益については適用する義務はない。

サブ・リージョナルな取極めは、大メコン圏 (GMS)、ASEAN メコン圏開発協力 (AMBDC)、インドネシア・マレーシア・タイ成長の三角地帯 (IMT-GT)、インドネシア・マレーシア・シンガポール成長の三角地帯 (IMS-GT)、東 ASEAN 成長地域

(BIMP-EAGA) があげられている。AIA 協定の規定が踏襲されているが、サブ・リージョナルな取極めの対象は拡大されている。

パフォーマンス要求の禁止は第 7 条で規定されている。WTO の貿易関連投資措置 (TRIMs) 協定の規定が必要な変更を加えて適用される。パフォーマンス要求の禁止は、AIGA、AIA になかった新しい規定である。ただし、対象となる要求は、TRIMs 協定で明示されている措置とされている。TRIMs 協定で、禁止されているのは、ローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求、為替制限、輸出制限の 4 つの措置である。次の第 8 条の経営幹部の国籍要求は、パフォーマンス要求の一つであり、実質的には TRIMs 協定を超える規定となっている。

第 8 条では、経営幹部および取締役会の国益要求を禁止しており、加盟国は経営幹部について特定国籍の自然人の任命の要求をしてはならない。一方、取締役の過半数を特定国籍の自然人あるいは加盟国の領域の居住者とすることを、投資家はその投資に対する支配する能力を実質的

に妨げないという条件で要求できる。

(3) 付属表はネガティブ・リスト方式

自由化の留保は第9条で規定されている。第5条（内国民待遇）と第8条（経営幹部および取締役会）が、中央政府、地方政府の維持する措置で各国の付属書の留保リストに記載された措置については適用除外となるとしている。留保リストは協定発効後6ヶ月以内にASEAN事務局に提出する。

留保リストは、自由化の例外を示す表であり、付属表として加盟国が提出することになっている。留保リストに示された措置には、内国民待遇と経営幹部および取締役会についての国籍要求の禁止が適用されない。付属表には、義務の除外分野を示すネガティブ・リスト方式と自由化を行う分野・措置を示すポジティブ・リスト方式があるが、ACIAはネガティブ・リスト方式である。AIAも同様であり、開放ができない分野と措置、内国民待遇を与えることができない分野あるいは措置を示す一時的除外リスト（TEL）あるいはセン

シティブリストを提出していた。

TRIPS協定の第3条は内国民待遇、第4条は最恵国待遇であり、同条の除外措置は、本協定の内国民待遇と最恵国待遇の適用除外となる。

約束の修正については、留保リストの提出から12ヶ月間は、現存の投資家および投資に悪影響を与えないという条件で、どのような措置もとることができ、留保の修正をすることができる（第10条）。12ヶ月経過後は、加盟国間の交渉と合意により、同様に措置をとり修正を行うことができる。

加盟国は、他の加盟国の投資に対して、公正かつ衡平な待遇と十分な保護および保障を与える（第11条）。公正かつ衡平な待遇は、加盟国に適正な法的手続きの原則に従い法的あるいは行政的な手続きにおいて公正を否認しないことを要求することであり、十分な保護と保障は、加盟国に投資の保護と保障を保証する措置をとることを要求することである。

この規定は、投資協定あるいはFTAの投資についての規定では、一般的待遇として規定されているもので、AIGAでは一般義務および待遇

に関する条項で規定されている。公正かつ衡平な待遇義務は、一般的規定と考えられてきたが、仲裁において投資家が投資先国の公正衡平待遇義務違反を主張し、仲裁廷がそれを認めるようになってから注目を集めるようになった⁵。

(4) 投資保護に関する規定

加盟国は、他の加盟国の投資家に対し、領域内の投資が武力紛争、内乱、非常事態により被った喪失に対して、原状回復、補償、その他の償いに関して、非差別的な待遇を与える(第 12 条)。争乱の場合の補償は、AIGA にはない新たな規定であるが、基本的な投資保護規定であり、投資協定あるいは FTA の投資に関する規定に含まれている。

投資に関連した全ての資金の移転が自由かつ遅滞なく行われることを認める(第 13 条)。資金の移転の対象となるのは、a. 当初の出資を含む出資、b. 利益、キャピタルゲイン、配当、ロイヤルティ、ライセンスフィー、技術援助・経営管理報酬、利子、その他の経常所得、c. 当該投資の売却、清算による収入、d. 融資契

約を含む契約による支払い、e. 第 12 条と第 14 条による支払い、f. 紛争解決により発生する支払い、g. 雇用人員の所得、報酬、である。移転は自由利用可能通貨により移転時期の為替レートで行われる。資金の移転を妨げ、遅らせることのできる場合については、破産、債務不履行、債権者の保護、刑事犯罪、強制貯蓄、租税措置などの例が示されている。また、a. IMF の要求、b. 本協定 16 条、c. 資本移動が当該国に深刻な経済および金融混乱を引き起こす、あるいは引き起こす懸念がある場合、は、資本取引を制限できる。資金の移転は、投資協定の基本的な規定であり、AIGA 第 7 条を踏まえ、詳細にした規定である。

収用と補償は第 14 条で規定されている。加盟国は、a. 公共目的、b. 無差別、c. 迅速、適切かつ効果的な補償の支払い、d. 正当な法手続きに従う、場合を除き、直接あるいは収用もしくは国有化と同等の措置を通じて、収用を行ってはならない。補償は、遅滞なく支払われ、収用の公表あるいは収用の実行の前あるいは実施時点に収用された投資の公正な市

場価格に等しくなければならない。補償が遅れる場合は利子を含まねばならず、補償は投資を行ったときの通貨あるいは自由利用可能通貨で支払わねばならない。

収用と補償は投資協定の投資保護に関する基本的な規定であり、AIGAの規定を踏襲している。収用もしくは国有化と同等の措置は、投資資産を実体上損なうような措置を指し、間接収用と呼ばれている⁶。

加盟国あるいはその機関が、投資に関連して非商業リスクについて供与した保証、保険契約または補償契約に基づき、投資家に支払いを行う場合、他の加盟国は当該投資に関する権利と権原の代位あるいは移転を承認する（第 15 条）。代位あるいは移転された権利と請求権が投資家の最初の権利と請求権を超えることは認められない。加盟国により支払いが行われ、権利が引き継がれた場合、投資家は他の加盟国に対し権利と請求権の行使はできない。

これは代位の規定であり、AIGAの規定を踏襲している。国またはその指定する機関に対して、投資家の権利または請求権を譲渡し、国また

は機関がその権利、請求権を行使できるようにするための規定であり、海外投資に公的機関が保険を付保し、損害が生じ保険金が支払われた場合にその機関が投資家の権利あるいは請求権を行使できるようにする規定である。

（５）例外措置

例外措置としては、投資協定で一般に例外として規定されている国際収支擁護、一般的例外、安全保障例外の 3 つの措置が規定されている。AIA の規定が踏襲されているが、安全保障例外は新たに置かれた規定である。

深刻な国際収支または対外資金上の困難あるいはその恐れがある場合は、加盟国は投資に関わる支払いあるいは移転への制限を採用または維持できる（第 16 条）。ただし、a. IMF 協定に従う、b. 他の加盟国に不必要な損害を与えない、c. 必要な範囲を超えない、d. 一時的な措置であり状況改善により段階的に撤廃する、e. 特定の加盟国が他国より不利にならない、という条件に従う。

一般的例外は第 17 条に規定され

ており、GATT 第 20 条と同様の規定となっている。一般的例外は次の目的のために必要な措置である。a. 公徳の保護または公共秩序の維持、b. 人、動植物の生命、健康の維持、c. この協定に反しない、誇大または詐欺的な慣行の防止、プライバシーの保護、安全に関連する法令の遵守を確保、d. 投資および投資家に関連する衡平かつ効率的な直接税課税と徴収、e. 美術品など国家の財産の保護、f. 再生不可能な天然資源の保存。金融サービスの供給に影響を与える措置については、WTO サービス貿易協定の付属書の第 2 パラグラフが適用される。これは、預金者の保護、金融体系の安定性の維持など信用秩序の維持のために必要な措置を金融サービス分野で加盟国がとることができるという規定である。

安全保障例外は第 18 条に規定されており、GATT 第 21 条と同様の規定である。安全保障のために次の措置は禁じられている。a. 加盟国に対し自国安全保障の重大な利益に反する情報の提供の要求、b. 加盟国に対し次の措置をとることを妨げること、すなわち、核分裂性物質に関する措

置、武器・弾薬などの取引に関する措置、戦時その他緊急時の措置、重要な公共インフラを防衛するための措置、c. 国際平和と安全の維持のための国連憲章に基づく義務に従う措置をとることを妨げること。

(6) その他の規定

加盟国は、以下の場合に加盟国の投資家と投資に対して、この協定の利益を否認できる（第 19 条）。すなわち、a. 非加盟国の投資家が法人を所有・支配し、その法人が加盟国で実質的な事業活動を行っていない場合の他の加盟国の法人である投資家と投資、b. 利益の否認を行う加盟国の投資家が法人を所有・支配し、その法人が加盟国で実質的な事業活動を行っていない場合の他の加盟国の法人である投資家、c. 非加盟国の投資家が法人を所有・支配し、否認する加盟国がその非加盟国と外交関係を有していない場合の加盟国の法人である投資家と投資。法人は加盟国の法令と国家政策に従い投資家に「所有」されており、投資家が取締役の過半を任命あるいは法的に措置を命ずる権限を有する場合「支配」

されているとする。

利益の否認は ASEAN 加盟国以外の国（非加盟国）の投資家に対し、この協定の利益（恩恵）を与えないとの規定である。非加盟国企業が所有・支配している実質的に事業を行っていない企業（ペーパーカンパニー）、加盟国企業であっても同様なペーパーカンパニーおよび外交関係を有していない国の投資家が所有・支配している企業がその対象となる。所有の定義は加盟国の法令に従い、支配は取締役の過半を占めているとの定義である。利益の否認は AIGA、AIA には含まれていなかった新しい規定である。

第 20 条は、特別な手続きおよび情報の開示であり、第 5 条（内国民待遇）、第 6 条（最恵国待遇）の規定に関わらず、加盟国は、投資が法令に従い設立され登録の要件に従うなどの投資に関連した特別の手続きを定める措置を採用、維持することを妨げられない。情報の開示については、加盟国は、他の加盟国の投資家に対して専ら情報あるいは統計上の目的のために投資に関する情報の提供を求めることができる。

第 21 条は透明性の規定であり、加盟国は自国が加わり、特惠待遇が与えられる投資関連協定あるいは決裁めおよび加盟国の投資に影響する法令の導入あるいは変更について迅速かつ少なくとも毎年 AIA 評議会に通告すること、加盟国の投資に関連し影響を与える全ての関連法令と行政指導を公に利用可能なものにするこ、照会所を設立あるいは指定することが規定されている。透明性は、AIA の規定を踏襲、詳細化している。

加盟国は、入国管理法および労働法令、そして入国、一時滞在、就労に関する政策に従い、AFAS の約束に合致させた形で、加盟国は、他の加盟国の投資家、取締役などに対し、投資の設立、管理、運営などの目的で、入国、一時滞在、就労許可を認める（第 22 条）。投資家の移動の規定は、AIGA、AIA にはない新しい規定である。日本の EPA では、マレーシアとの EPA で投資家の移動の促進を規定している。

新規 ASEAN 加盟国は、特別かつ異なった待遇が認められる（第 23 条）。新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）に対し、

投資政策と投資促進に関し人材育成を含む能力強化のための技術支援を行うこと、新規加盟国の関心のある分野での約束を行うこと、発展段階に応じ新規加盟国が約束を行うことが規定されている。AIGA は 1996 年に調印した改定議定書で、AIA は第 20 条で新規加盟国の加入について規定していたが、新規加盟国への特別かつ異なった待遇は規定していなかった。

投資促進は第 24 条に規定されており、ASEAN への外国投資および ASEAN 域内投資の増加のために ASEAN を統合された投資地域として認知させるためにセミナー開催、投資ミッション派遣などにより加盟国が協力することが規定されている。

投資円滑化は第 25 条で規定され、投資申請許可手続きの簡素化、投資法令と手続きに関する情報提供、ワンストップ投資センターの設立などがあげられている。投資の促進と円滑化は、AIA の付属書で規定されていたが、ACIA は協定に含まれている。

ASEAN 統合の強化のために、産業補完を実現するために投資政策を

調和すること、投資政策策定と改善面での人材開発を含む能力育成、投資政策の情報共有などが規定されている（第 26 条）。

加盟国間の紛争は第 27 条で規定されている。2004 年 11 月に締結された、ASEAN 紛争解決強化メカニズム強化議定書がこの協定の解釈と適用に関連して紛争の解決に適用される。AIGA では、締約国間の紛争は当事者間で友好的に解決すること、当事者間の解決ができない場合は経済大臣会議に付託されることが規定されており、AIA では ASEAN 紛争解決機構議定書が適用されることと必要がある場合紛争解決機構を設置できることが規定されていた。ACIA では、AIA の規定を受け継ぐ形で紛争解決強化メカニズム議定書が適用されるとの規定になっている。

3. 投資家対国の紛争解決規定および制度的な取決め

(1) 投資家対国の紛争解決メカニズム

投資家対国の紛争解決は AIGA に規定があったが、第 10 条（仲裁）の

1条のみだった。ACIAは、セクションBとして14条の詳細な規定を設けている。紛争処理手続きは、近年の投資協定あるいはFTAあるいはEPAの投資章での規定と共通したものである。

対象となる投資紛争は、加盟国とこの協定の投資に関連する権利の不履行を理由として損失を被ったと申立てる他の加盟国の投資家の紛争である。自国に対して申立てはできない。この協定発効前の案件あるいは申立てには適用されない(第29条)。

協議

紛争解決の手順は、以下のとおりである。投資紛争が起きた場合、まず協議により解決を目指す。協議は、当事者の投資家が紛争当事国に書面で協議の要請をすることにより30日以内に開始される(第31条)。

仲裁への付託

協議開始後180日以内で解決できない場合、仲裁に付託できる。仲裁に付託できる事項は、a. 紛争当事国が第5条(内国民待遇)、第6条(最恵国待遇)、第8条(経営幹部)、第11条(投資の待遇)、第12条(紛争の場合の補償)、第13条(移転)、第

14条(収用と補償)に規定されている義務に違反したこと、b. 違反により投資家が当該投資に関して損失を被っていること、である(第32条)。

投資家は、下記のいずれかの仲裁を付託できる。a. 紛争当事加盟国の請求に対して裁判権を有する司法裁判所または行政裁判所、b. ICSID(紛争解決国際センター)条約および仲裁手続きのためのICSID規則、ただし、紛争当事国と紛争非当事国がICSID条約を締結している場合、c. ICSID条約に係る追加的な制度についての規則、ただし、紛争当事国あるいは紛争非当事国のいずれか一方のみがICSID条約を締結している場合、d. UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)仲裁規則、e. クアラルンプールの地域仲裁センターあるいはASEANのその他の地域仲裁センター、f. 紛争当事者が合意した場合、その他の仲裁機関(第33条)。

仲裁の請求の付託は、損失または損害を引き起こしたこの協定の違反を知った、または当然知るべきであった時点から3年以内に行わねばならない(第34条)。仲裁の付託を行う場合、当事国の司法裁判所あるい

は行政裁判所への訴えは書面で放棄する。

仲裁廷

仲裁廷は、仲裁当事者が各々任命する各 1 人の仲裁人と当事者が合意により任命され裁判長となる第 3 の仲裁人の 3 人の仲裁人で構成される。第 3 の仲裁人は、紛争当事国と非当事国と外交関係を有する非加盟国の国民であり、当事国と非当事国に恒久的な住居を有していないことが条件である。裁判は多数決で決定を行い、決定は拘束力を持つ。紛争当事者は各々の仲裁人の費用を負担し、裁判長の費用は等しく分担する（第 35 条）。

裁判または証拠について異議が申立てられた場合、裁判所は案件の裁判開始前に異議について決定を行わねばならない。紛争当事加盟国は、裁判所の設置から 30 日以内に請求について異議を申立てることができ、裁判所は先決問題として異議を取り扱わねばならない。（第 36 条）。2 つ以上の仲裁請求が個別に付託され、共通する法律上の問題または事実に関する問題を共有し、同一あるいは同様の状況から生じている場合は、

適当と考える方法により請求を併合することに合意できる（第 37 条）。

裁判所は、当事者の要請により、環境、保健、安全、その他の科学的事項に関する事実に関する問題について書面で報告させるために 1 人またはそれ以上の専門家を任命することができる（第 38 条）。仲裁手続きの透明性については、紛争当事国は、裁判所によるすべての裁定、決定を公に知ることができると規定されている（第 39 条）。

裁判所が紛争事項について決定を行う際に準拠するのは、この協定、加盟国間のその他の適用可能な協定、国際法の適用可能な規則と適用可能な場合、紛争当事国の関連国内法である（第 40 条）。

裁定

仲裁廷は次のいずれかまたはこれらの組み合わせにより裁定を下す。

- a. 損害賠償金および適当な利子、
 - b. 原状回復、この場合の裁定では紛争当事国は原状回復に代えて損害賠償金および適当な利子を払うことができる。
- 仲裁廷は、この協定と適用される仲裁規則に従い、仲裁に係る費用と弁護士費用について裁定を下す

ことができる。裁判所は懲罰的な損害賠償を命ずる裁定は下せない。裁定は、紛争当事者間および特定の事件に関してのみ拘束力を有する。加盟国は、領域内で裁定の執行を定めなければならない（第 41 条）。

（２）制度的取極め

セクション C は、制度的な面が規定されている。

この協定の施行に責任を持つのは、AIA 評議会である。AIA 評議会により設立された ASEAN 投資調整委員会（CCI）が AIA 評議会の機能の実施を補助し、経済担当高級事務レベル会合（SEOM）を通じて AIA に報告する。ASEAN 事務局が AIA と CCI の事務局となる（第 42 条）。

この協定の発効とともに AIGA と AIA は終了する。AIA の終了にも係らず、AIA の一時除外リストとセンシティブリストは、ACIA の留保リストが発行するまで、必要な変更を加え ACIA の自由化規定に適用される。この協定、AIGA および AIA の規定による投資について、投資家は AIGA と AIA 協定の終了日から 3 年間は、規定の適用を選択できる（第

47 条）。

全加盟国が ASEAN 事務総長に通告し、必要な場合は ASEAN 事務総長に批准文書を寄託した後に本協定は発効し、調印から 180 日以内とする（第 48 条）。本協定は ASEAN 事務局に寄託され、事務総長は直ちに写しを各加盟国に供与する（第 49 条）。

4. ACIA の意義

ACIA は次のような意義を持っている。まず、ASEAN は、創設以降、法制面では整備が不十分であったが、経済共同体創設に向けてブループリントでは、「法とルールに基づくこと、透明性、多国間ルールや国際基準の採用」などにより、法的な基盤の整備を進めている。ACIA の策定はその一環である。次に、貿易自由化のための ATIGA、サービス貿易自由化のための AFAS とともに ASEAN 経済共同体創設の最重要な構成要素（ビルディング・ブロック）となっていることである。第 3 に他の投資協定あるいは FTA の投資規定と比べて遜色のない包括的な内容になっ

ていることである（表2）。紙幅の都合で詳細な比較はできないが、日本マレーシア EPA の投資に関する規定（投資章）は21条、NAFTA の投資についての規定は39条あるのに対し ACIA は49条あり、投資協定に通常盛り込まれる規定はほぼ全て含まれているといえる。

次に、ACIA は次のような特徴を持っている。①投資家対国の紛争解決についての詳細な規定が置かれたこと。AIGA は1条の規定しかなかったが、ACIA では他の投資協定とほぼ同等の内容の詳細な規定となっている。②AIGA、AIA になかったパフォーマンス要求の禁止が規定されたこと。内容は TRIMs 協定で禁止されている措置に加え、取締役の国籍要求の禁止であり、日本の EPA の規定よりは狭い範囲となっている⁷。雇用要求、技術移転要求、拠点設置要求、開発研究要求などの禁止は含まれていない。③AIGA、AIA になかった新たな規定として利益の否認、投資家の移動が含まれたこと。④サービス分野については、製造業に付随するサービス業とサービス貿易の第3モードが対象となったこと。サ

ービス分野の投資については、FTA では、投資章で規定する場合とサービス章で規定する場合、およびその双方の規定が適用される場合（重畳適用）があるが、ACIA はサービス分野の投資を対象としている。⑤証券投資を対象としていること。⑥新規加盟国の特別待遇を明記していること。⑦NAFTA および日本の EPA の投資規定に含まれている環境に関する措置は規定されていない。これは、自国の環境に関する措置を緩和してまで他の締約国の投資を誘致してはならないという規定である。⑧協定の構成が NAFTA に類似していること。

ACIA が投資保護、自由化、円滑化、紛争解決の分野で国際水準の包括的な規定の協定となったのは、経済共同体創設に向けての法制の整備とともに ASEAN 加盟国が域外国と広範囲の規定を含む投資章を含む FTA あるいは EPA を締結したことが影響を及ぼしている。

域外国の投資家に国際水準の保護、自由化、円滑化を与えており、ASEAN 域内国の投資家に対して同等の待遇を与えることは最恵国待遇

の点から当然だからである。

ACIA は 2009 年 2 月に調印され、2009 年中に批准、発効が予定されていたが、2010 年 1 月時点で批准したのは 7 カ国であり、タイ、インドネシア、ラオスが批准をしていない。

また、留保リストはインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムが提出をしていない。全加盟国の批准および留保リストの早期の提出が望まれる。

注

- 1 AIGA の正式名称は、ASEAN Agreement for the Promotion and Protection of Investment であり、通称は、ASEAN Investment Guarantee Agreement (AIGA) である。
- 2 AIA の正式名称は、ASEAN Framework

Agreement on the ASEAN Investment AREA。

- 3 以下は、規定の概要を紹介するものであって逐語訳ではなく、公式の訳文でもない。正確を期すためには原文を参照頂きたい。
- 4 2001 年の第 4 回 AIA 評議会で調印された ASEAN 投資地域枠組み協定を強化する議定書による。
- 5 小寺彰 (2008)、『投資協定における「公正かつ衡平な待遇」－投資協定上の一般的条項の機能－』、RIETI Discussion Paper Series 08-J-026
- 6 渡邊頼純監修、外務省経済局 EPA 交渉チーム編 (2007)「解説 FTA・EPA 交渉」231 頁。
- 7 ただし、日本マレーシア EPA は、TRIMs 協定を組込む規定となっており、ACIA とほぼ同じである。